

修徳学区の景観づくりへ

修徳学区は、烏丸五条界わいという、大都市京都の都心部にありながら、力強い地域コミュニティによる自治の伝統と、極めて豊かな歴史性・文化性を有する地域です。

私たちは、この地域の良さを活かし、将来にわたって学区民が安全で安心して暮らすことのできる、魅力的な景観や環境を形成するまちづくりを目指しています。こうした地域の価値を高めていくための方向性を『修徳まちづくり憲章』（第1部、第2部町並み編）に定め、学区民の話し合いのもとに活動を進めているところです。

このたび、修徳学区で建築行為をお考えの皆様には、ぜひ、より良い景観まちづくりを共に進め、その成果を共に享受するコミュニティの一員となっていただければと思います。

美しい町並みの景観形成を通して、人と人とがつながり合うコミュニティづくりが始まります。修徳学区における建築行為やまちづくりについて、お気軽に修徳景観づくり協議会にご相談いただければ幸いです。まちづくり委員会が皆様のお手伝いをさせていただきます。



自治連合会会長
桜田 佳正



まちづくり委員会
委員長
荒川 晃嗣

【地域の概要】

◎地域の場所

修徳学区は、古くから京都市の中心的な商業・業務地区として発展し、賑わいのある商店街や繁華街をはじめ、金融機関や本社機能など、中核的な商業・業務機能などが集積するとともに、幹線道路に囲まれた街区内部（職住共存地区）には、「町家」に代表される、京都らしい職住共存の町並みが残っている地域です。

この学区は、京都市の都心部の、京都駅から 1.2km ほど北側に位置し、近くに地下鉄や阪急電鉄等の駅もある大変利便性の良い地域であり、北は松原通、南は五条通、東は東洞院通、西は西洞院通に囲まれています。平成2年頃には都心部の人口減少が進みましたが、現在はマンション建設等により、人口が増加している地域です。

◎地域の歴史

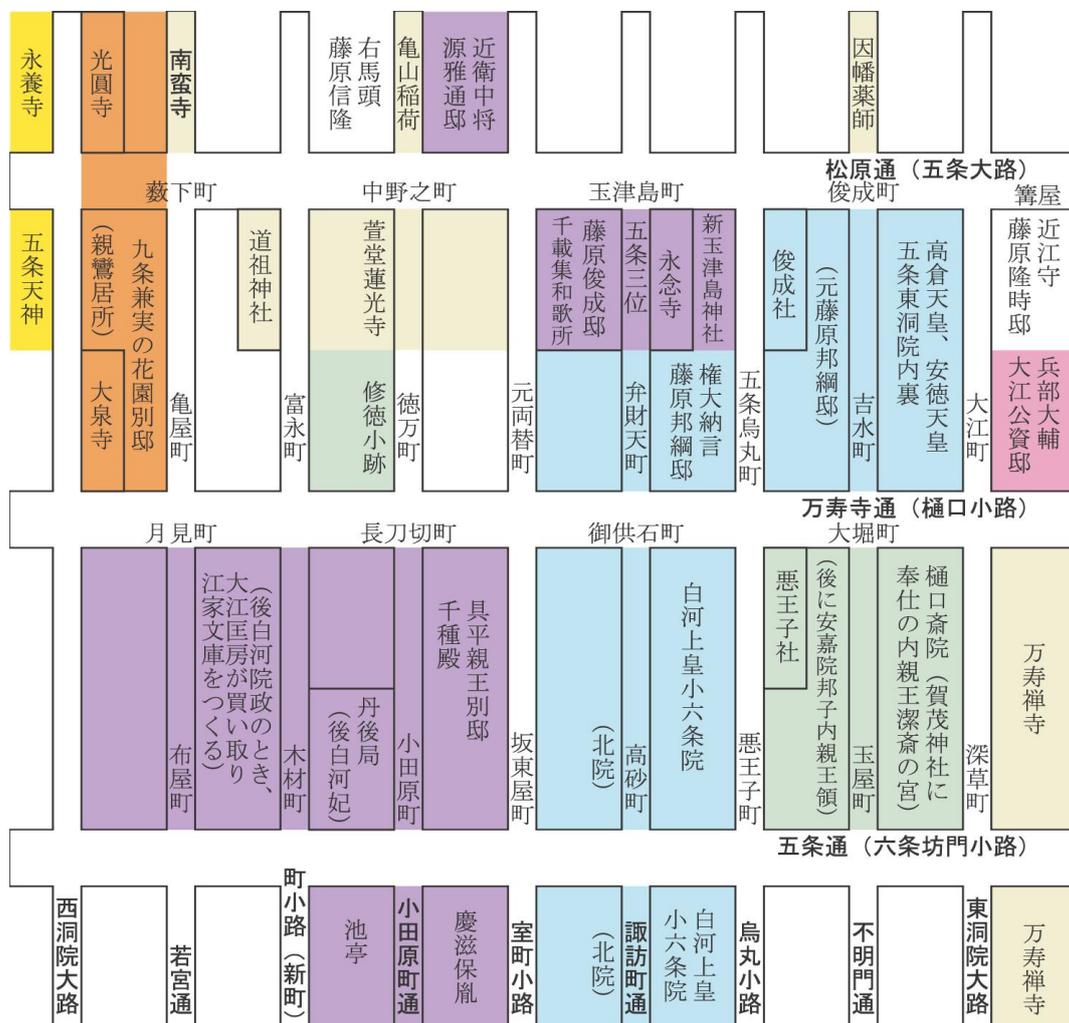
修徳学区には、歴史的な政治と文化面での伝統と、「町」と「町組」の自治の伝統という、誇るべき2つの伝統の柱があります。

第1は、修徳学区という地域には、歴史上政治や文化を動かしていた人物の邸宅や寺社の史跡が満ちていることです。とくに平安末期から鎌倉初期にかけては、大内裏で政治が行なわれなくなったことに伴い、政治や文化の中心が下京区の地域に移りましたので、修徳学区は多くの史跡を有する、歴史と文化の伝統の質の高さを誇りにできる地域といえます。実際に、関白九条兼実の和歌の師であった藤原俊成の邸宅跡、その霊を祀る俊成社、

新玉津島神社、安徳天皇の里内裏跡、「親鸞聖人入滅の地」という石碑の立つ光圓寺、亀山藩の京屋敷の中にあつた亀山稲荷社など、数々の史跡が残っています。

第 2 は、室町時代以来の町と町組（現在の自治連合会）の伝統が、今なお脈々と息づいていることです。足利義満が金閣を建てたころから町ができはじめ、応仁の乱から戦国時代にかけて、町の連合である町組が組織され、豊臣秀吉の時代に修徳学区の地域にも町と町組の自治が確立し、江戸時代にもその伝統は継承されました。その頃の修徳学区は、異組、川西 9 丁組、川西 16 丁組に分かれて所属していましたが、明治維新になると近代文明国になるために教育が重んじられ、町組を番組として一番組に一小学校を作り、小学校を中心にして地域の絆を育むこととなり、修徳学区は第 14 番組として、学区民が自らの寄付を集めて明治 2 年 5 月 21 日に日本で最初の小学校を建設し、後に伊藤博文が修徳小学校と命名し、小学校を中心にした修徳学区が形成されたのです。

こうした豊かな歴史的資源の蓄積と町と町組に基づく自治の伝統への誇りが、修徳学区の町並みを美しくする景観づくりの原動力だと考えています。



修徳学区の歴史的資源概略図

◎まちづくりの系譜

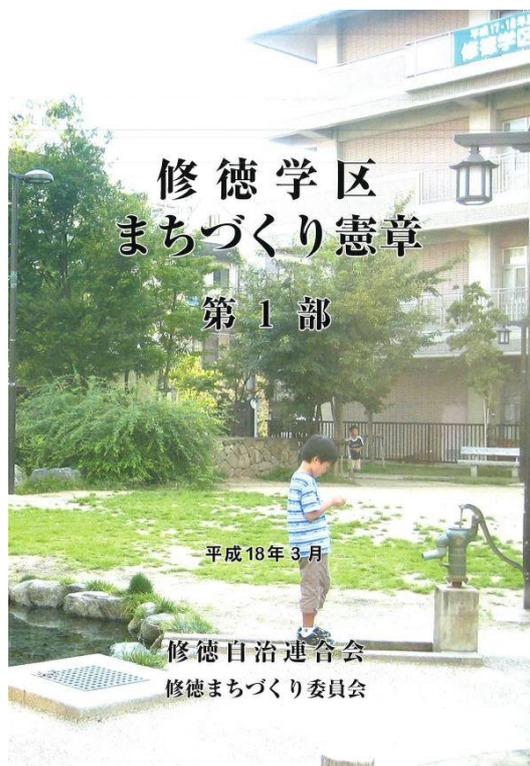
戦後、民主主義教育となり、昭和 22 年に京都市立修徳小学校となってからも、学区民の資金援助は続き、昭和 49 年のプール建設にも多くの寄付が寄せられました。しかし、都市化の波の中で都心部の人口減少が続き、平成 3 年に修徳学区を含む七学区（修徳、成徳、

格致、有隣、豊園、開智、永松)の児童が洛央小学校に統合されることが決まりました。それを受けて、修徳学区の「まちづくり」は、修徳自治連合会が修徳小学校跡地問題を役員会に上程した平成4年4月からスタートをきりました。

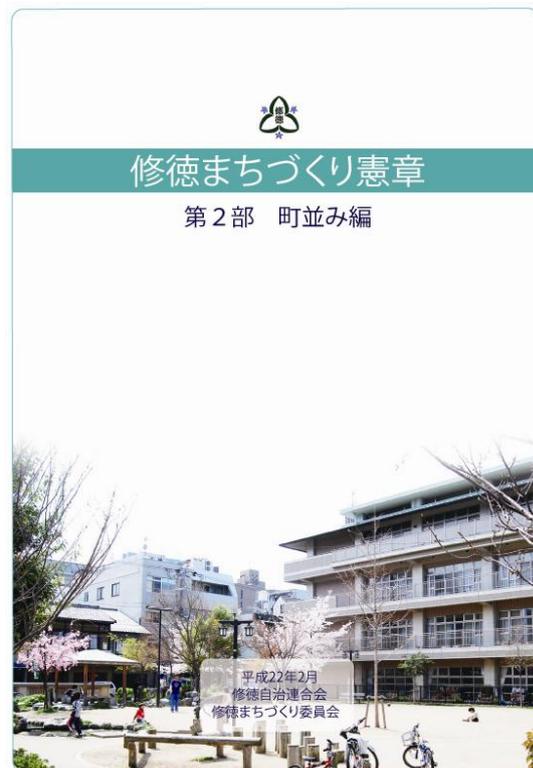
この小学校跡地問題を単なる施設建設に矮小化せず、まちづくりに昇華させるため、『社会教育プラザ 花と緑 健康と福祉の学区(まち)修徳』というテーマを掲げ、跡地の建物を福祉施設とし、運動場跡に学区民みんなでデザインした修徳公園を造って学区民の強い絆の核とし、学区の景観の中心に位置づけました。

修徳学区のまちづくりの特徴は、勉強会、アンケート、ワークショップなどを通じ学区民の想いを確かめながら、それを文書に策定していき、共通認識を豊富にしていくことです。平成13年3月には、学区民の想いを集大成した(地区計画の方針を定めた)『修徳学区の地区計画』を作成し、京都市都市計画審議会に承認していただきました(京都市の職住共存地区における地域協働型地区計画の第1号です)。さらに『修徳学区の地区整備計画』を策定する前に(「地区計画」は「地区計画の方針」と「地区整備計画」の2つから成り立っていますが、修徳学区では「地区計画の方針」までを立案しています)、修徳学区の文化的史跡にふさわしい町並みや安心安全できれいな「まちづくり」の共通認識を学区外の関係者にも理解してもらうため、平成18年3月に『地区計画』を更に詳細に具体化した『修徳学区まちづくり憲章(第1部)』を策定しました。

その後もワークショップ等をとおして検討を重ねた結果、平成22年2月に修徳らしい町並みのルールを設定し、目標とするイメージを学区民が共有できるように、『修徳まちづくり憲章(第2部)町並み編』を策定し、さらに同年3月に学区民の健康と命、そしてそれを支える暮らしの安全を守るために、全般的な危機管理をまとめた『修徳まちづくり憲章(第2部)安全・安心編』を作成しました。



修徳まちづくり憲章(第1部)



修徳まちづくり憲章(第2部)町並み編

◎修徳学区の景観まちづくり

中世の「町」と「町組」の伝統は、現代の「町内会」と「自治連合会」の活動へと継承されていますが、とくに修徳自治連合会では、町内会の連携を基盤とした各種団体（委員会や協議会など）が組織されており、そのコミュニティ活動は大変活発であり、「まちづくり」に対する意識の高さは、学区以外の組織や京都市からも大いに注目されています。

修徳まちづくり委員会、PR・情報委員会、修徳ふれあい広場実行委員会、神事委員会、修徳女性会、五条少年補導委員会修徳支部、修徳社会福祉協議会、修徳体育振興会、修徳ふれあい委員会・公園を守る会、修徳消防分団などが連携して、修徳学区のコミュニティを運営しています。ちなみに、夏祭り「サマーナイト in 修徳」に約1,300人、ふれあい大運動会に約500人、防災訓練には約300人という多くの住民の参加があります。

この中で平成3年に発足して以来、修徳学区のまちづくりを推進してきた「修徳まちづくり委員会」は、現在、『修徳まちづくり憲章（第2部）町並み編』に基づいて、今後の町並みと建物を学区民みんなで保全・再生・創造するために、コミュニティで話し合う仕組みを構築し、町並みを形成するワークショップなどを開始しています。京都市のデザイン基準では、修徳学区は「旧市街地型美観地区」と「沿道型美観地区」に指定されていますが、そのような一般的な地区指定では捉えられない町や通りの固有性を大切に、修徳学区独自の町並みと建物を創っていく必要があると考えるからです。

そこで、こうした修徳学区の景観づくりを着実に実施するために、「修徳まちづくり委員会」が中心的な担い手となって「修徳景観づくり協議会」を組織するとともに、「景観づくり計画書」を策定し、「景観づくり協議地区」を定め、地域の景観の将来像とそれを実現するための方針や町並みのルールを作成し、修徳学区にふさわしい町並みの景観づくりを推進していくことにしました。



景観づくりのためのワークショップ（話し合い）

【地域の景観の現状】

◎町並みをかたちづくるもの

私たちは、日々この修徳学区の町で暮らし働いてきました。人々の営みはそれぞれ相互に関係しあい、影響を及ぼし合い、コミュニティを成熟させ、町家を中心とした修徳らしいたたずまいの感じられる魅力的な町並みをかたちづくってきました。そして、時代とともに変化する町並みの中であって、町家や旧跡の姿は変わることなく私たちの心に残り、原風景として代々受け継がれてきました。

また、町の通りの先には美しい山々が遠望でき、自然の懐に抱かれているという安心感のなかで、四季折々の変化を味わうことができる潤いのある生活をしてきました。

一方で、明治時代に入ってから擬洋風様式の小学校、腰高の石貼り町家、点在する洋

館、良質の近代建築など、新しいデザインを取り入れる寛容さと大胆さを併せ持った進取の気性は京都の伝統でもあります。ここで取り入れられた新しい要素は、歴史的な蓄積を背景として培われたものであり、様々な時代の創意工夫がお互いに触発し合い、さらなる伝統として受け継がれてきました。伝統と進取は相互に支えあい、町を豊かにしてきたのです。

このように、通りをはさんだ両側町の暮らし、通りから見える山々や街区内部に組み込まれた緑などの自然が、豊かな生活文化や人と人のつながりを大切にするコミュニティを育んできました。そうした暮らしの中で実現されてきたものが私たちの住む修徳学区の町並みだといえます。

◎修徳学区の景観問題

長い歴史と自治の伝統をもつ修徳学区も、高度成長経済のもと、商店のビル化が進み、町家の減少をもたらし、さらにバブル経済後の不況で学区内の伝統産業である繊維産業の倒産が相次ぎ、その跡地がマンションになり、町並みに調和しない圧迫感の強い箱型の高層建築物の増加、あるいはガレージや空き家の増加などにより、近年、町並みの乱れが目立っています。マンションの新住民も、人と人とのつながりを欠いた建築様式に住み、修徳学区の自治活動に参加しない人たちが多く、コミュニティ形成の空白地帯が増えています。今後のマンションには、顔の見える共用空間の構造、町内会とも交流のできるアメニティ空間の確保、町並みと調和する景観などが求められると思います。

また、スーパーマーケットの進出や百貨店の拡充で買い物の流れが変わり、松原商店街の賑わいが奪われました。商店街の衰退は、商店の危機であるだけでなく、学区民が一カ所で買い物ができなくなり、専門店のよい食材が手に入らないなどの悩みが発生します。とくに、移動手段を持たない高齢者には心身ともに負担を強いることになっています。同時に、これは町並みの問題でもあります。商店であった所が空き家やシャッター街となったり、住宅が増えて商店がまばらになったり、あるいはそこに建築される建物と周辺の町並みとの調和が崩れたりしているからです。

◎コミュニティ資源の発見と創造

まちづくりの目標は、コミュニティが直面する「問題」を解決し、人間がより良く生きることを可能にする環境を整備することだと思います。このとき、問題解決の手がかりとなり、豊かな生命と暮らしの維持・拡大に役立つものを「資源」と呼びます。

ここで注目したいのは、まちづくりの手がかりとなる、みんなで共有する「コミュニティ資源」です。個人が所有する資源も、しばしばコミュニティ資源としての価値をもつことに留意する必要があります。個人住宅も、町並みという共有の資源を構成する重要な要素であるという意味で、コミュニティ資源として理解する必要があります。

修徳学区の景観問題についても、解決の糸口は長い時間をかけて地域住民が蓄積してきたコミュニティ資源にあると考えます。まちづくりの出発点は、修徳学区に潜む豊かなコミュニティ資源を発見するところにあります。ワークショップやアンケート調査を通じて、幅広い視点から修徳学区の宝物としてのコミュニティ資源を発見し、場合によっては新たに創造していく試みを展開したいと考えています。

修徳学区のコミュニティ資源には、①（地域の歴史を伝える）歴史的資源、②建物資源、③（自然とのふれあいを可能とする）環境資源、④（人と人のつながりとしての）人的・社会的資源があります。ここでは、景観と関連の深い②をまとめておきます。

私たちは修徳学区の町並みに貢献している建物を新旧問わず探し出し、それらを「修徳町並み文化財」として評価したいと考えています。これは、コミュニティとして今後守るべき景観資源となる建物を決定し、町並み形成の範例を示すことにより、まちづくりの機運を高めようとする試みです。ここでは、修徳町並み文化財の主なものをいくつか例示します。これらは、まちづくり委員会のメンバーが、実際にまちを歩きながら 100 件以上の候補を選定し、これをもとに広く住民が参加したワークショップにおいて評価しなおした結果を踏まえたものです。

1. 町家

修徳学区の町並みを構成する基本要素となる建物は「町家」です。しかし、一口に町家といっても、その姿は時代によって相当異なっています。室町時代の町家は、屋根は板葺きで垂に石を置いている粗末な感じの家ですが、二階には落下防止の手すりや格子があり、感覚的に現代でも応用できそうな意匠を備えています。江戸時代の町家は、瓦屋根のグレーと幅のせまい白壁の下に茶色の壁面とコントラストに富む町家ですが、そのデザインは明治時代の町家に継承され、瓦屋根、虫籠(むしこ)、出格子、駒寄せと組み合わせられます。大正・昭和時代の町家では、瓦屋根の下に大きいガラス窓があり、真鍮などの金属棒が格子のようにはまっておき、その下には支えとなる豪華な石造りの板が使われています。



熊谷邸



阪邸



野村邸



今井邸



秋保花月扇



梅津邸



谷口邸



萬年荘テクトスタジオ



市原邸



旅館十四春



三宅邸



高橋邸



田中邸



糸六



福田金属箔粉工業

2. 町家風のビル、近代建築、平成の町家など

町家を活用した店舗、近代建築、町家風の意匠を備えたビルなどにも、意匠に工夫を凝らし、町並みに貢献している建物が少なくありません。下の写真は、修徳町並み文化財のワークショップにおいて、評価が高かった建物です。



田中直染料店

夜明屋

倉八

當野邸

小谷邸

3. 神社・お寺

神社やお寺など、歴史的資源で現存するものは、町並みの核となる建物資源として重要な価値を持っています。周辺には、それを意識して意匠を工夫した建物も見られます。



新玉津島神社

光圓寺

道祖神社

大泉寺

4. 町並み

修徳町並み文化財の選定を通して、町並みや建物を見る眼を養うことが必要です。なぜその建物を文化財として評価するのかを話し合うことを通して、きれいな町並みを形成するための建物のデザインのあり方を発見することができますと思います。ワークショップでは、個々の建物の良さだけでなく、町並みとしての良さも大いに評価されています。修徳学区には、何軒かの建物が連なった魅力的な町並みをいくつも発見することができます。文化財としての価値をもつような町並みを形成していくことが大切です。



諏訪町通西側の町並み



若宮通西側の町並み

【地域の将来像と目標】

◎修徳学区の目指すべき姿

修徳学区では、まちづくりのテーマとして次の5つを掲げています。これらは学区民の共通認識となっているまちづくりの目標です。

① 歴史と由緒ある地域に誇りのもてるまち

他に誇れる由緒ある歴史的資産と、寺社とつながりの深い職や暮らしの文化など、地域が持つ個性、特徴を地域に住む人自身が知り、また学区外の人にも伝えていきましょう。

② 地域の誇りとなるお祭りのあるまち

地域が一丸となってまもり育てていける祭事を修徳につくりましょう。

③ 自治の伝統をまもり、顔の見える絆の強いまち

新しくお住まいになる人に修徳のことを伝え、活動に参加いただき、ともに気持ちよく暮らしていけるまちをつくりましょう。

④ 商工業の店の多い、歩いて暮らせる賑わいのあるまち

かつての賑わいと活気あふれる修徳をもう一度つくっていきましょう。

⑤ 修徳学区が昔から大切にしてきたものと、今の暮らし方との調和に配慮した町並みがあるまち

今でも地域に見られる町家や、寺社、商店街など、地域のなかに様々な風景を大切にし、建築行為を行うときはそれらに配慮した町並みをめざしましょう。

◎景観まちづくりの基本方針

修徳学区の目指すべき景観を実現するための基本方針は次の通りです。

① 名所、旧跡の活用

修徳の歴史と伝統を継承するためだけではなく、景観づくりに貢献できるように、名所、旧跡の歴史を学習し、周辺の景観に与える影響を検証して、学区民で名所、旧跡に対する意識を共有します。

② 景観づくりのためのネットワークづくり

景観づくりは、単にデザインの基準を作るだけでは、達成できません。戸建住宅や共同住宅に関係なく、そこに住み仕事をしている人たちが、景観づくりに対する意識を共有し、人と人がつながるネットワークの構築を目指します。

③ 賑わいづくりのための景観づくり

修徳学区内には、松原通に商店街がありますが、商店街においては、賑わいも重要な景観づくりの要素になります。商店街が本来持つべき賑わいを、どのようにすれば取り戻せるのかを、学区全体で考え、みんなで盛り上げていく体制を作ります。

④ 町家の保存と京都らしさへの配慮

修徳学区は、業務ビルや商店、住宅が混在している地域です。また、昔ながらの町家も残っている地域です。京都らしさを保つためには、町家ができるだけ保存されることが望ましいわけですが、リフォームしたり新しく建て替えられたりすることも増えつつあります。そのような時に、今まであった町家と何の脈絡もない形をした建物を建てるのではなく、町家のもつ京都らしさを継承するような建て方を、みんなで考え

ることを目標にしています。

また、マンションやビルが建てられる場合でも、町家のある町並みに違和感なく存在できるような建て方を、事業主とともに考える体制を作ります。

【景観づくりの方針、検討等のデザインにおける配慮事項】

◎景観づくりにおけるルールの必要性

現在の都市計画法や建築基準法のもとでは、私たちは法的に定められた規則さえ守っていれば、敷地内で自由に建築行為を行うことができます。そのため、個々の建築行為は孤立し、人間同士の関係、歴史との関係、周辺環境との関係などを絶つ方向に進んでしまっていることは否めません。他者との関係や自然との関係に配慮しない個人主義的な価値観に支えられた「建築の自由」は、どうも良好な町並みを育てる方向には向かってないようです。

昔は材料、構法、デザインの選択肢が限られていたがゆえに、多様でありながら統一性のある町並みが形成されたという面があります。それに対して、現代社会に生きる私たちは、技術や経済の発展を背景として、町並みを構成する建物、工作物等について、多様な選択肢を手に入れています。それらを各個人が自由に使うことによって、町並みは秩序を失っているように思えます。『建築は個人のものであっても、みんなのものである町並みの構成要素である』との認識のもと、共有の価値観を写し出す町並みを形成するために、注意深い意志を持って建築行為に関わっていく必要があります。

京都市では平成19年9月に「新景観政策」を推進するため、京都市市街地景観整備条例が改正され、建築物等の「デザイン基準」が定められています。このデザイン基準は、地域固有の特性をふまえた地区別の基準として作成されており、修徳学区の場合、烏丸通と五条通から30mの範囲は「沿道型美観地区」、その他の部分は「旧市街地型美観地区」に指定され、共通基準の他にそれぞれ地区別のデザイン基準が設定されています。しかし、これは京都市内を大きく色分けした地域区分に過ぎず、修徳学区の町や通りをきめ細かくコントロールする基準としては十分なものとは言えません。

そこで修徳学区では、これらのデザイン基準に加えて、何よりも将来こういう町にしたいというビジョンを共有し、それぞれの町や通りの固有性をふまえた魅力的な町並みを形成していくための「創造法」としての「町並みのルール」を作成する必要があると考え、きめ細やかなルールづくりに取り組んでいます。

◎修徳学区における町並みのルール

美しい町並みを形成するためには、他の建物や工作物との関係、建物の構成要素間の関係、建物と都市・自然との関係など、多岐にわたる関係をデザインする必要があります。修徳学区では、景観づくりの基準として、1. 通りの景観 2. 単体のデザイン 3. 遠くからの町並みという3つの視点から町並みのルールを作成しています。

1. 通りの景観

それぞれの通りには、その通りの持つ歴史や人々の暮らしに根づいた町並みがあります。これらの通りごとの特徴に配慮して調和するデザインにしましょう。

(イ) 通りの連続性を大切にしましょう

- ◇通りから見える建物などの色を、その面積、彩度、明度、色調などに配慮して、周囲と調和するようにしましょう。
- ◇壁の位置、特に1階と2階の壁の位置が周辺と調和するようにしましょう。
- ◇軒先や棟など、建物出隅部分の位置に注意して連続性を損なわないようにしましょう。
- ◇道路や軒下の地面、前庭などの地表面の材料や色を周囲と調和するようにしましょう。
- ◇通りから見た空と建物等との境界線（スカイライン）を大切にして、空の眺望に配慮しましょう。
- ◇電柱が通りの景観に大きく影響していることに留意して、対応しましょう。
- ◇歴史的な建物や工作物、町の発展とともにつくられた洋風町家や近代建築に配慮しましょう。



(軒先のラインが町並みの連続性を作っています。電柱が景観に大きく影響しています。)



(連続性のある町並み。道路面や空も重要であることがわかります。)



(歴史的建造物や洋風町家、近代建築も大切にしましょう。)

(ロ) 建物解体などによる通りの連続性の消滅に対応しましょう

- ◇建物がなくなり、空地や露天駐車場などになると、町並みの連続性が損なわれます。また、これまで見ていなかった建物の側面が露出し、通りの景観が大きな影響を受けます。
- ◇建物を解体する前に、再利用できるかどうかを検討しましょう。
- ◇土地を空地のままにする場合は町並みに配慮して塀などを設置しましょう。
- ◇駐車場にする場合は町並みに配慮したゲートや塀などを設置しましょう。
- ◇建物の解体により隣家の側面が通りに露出する場合は、連続性に配慮して側面補修をしましょう。
- ◇減築や改装（リフォーム）の時は通りの景観に貢献できるようにしましょう。



(解体中の建物 右写真が解体前の建物)



(側面への配慮も必要です。)

(ハ) 通りの角、どんつきの景観に配慮しましょう

◇通りの交差点やT字路のどんつきは、両通りや遠くからもよく見えるため、通りの景観上重要な意味を持ちます。この位置では特に景観に配慮し、十分に検討しましょう。



(通りの角は景観上重要な建物です。) (どんつきの建物は正面によく見えます。)

2. 単体のデザイン

通りの景観に配慮し、町並みに調和するデザインを心がけましょう。町を歩いて見る視点や人々の暮らしに根づいた視点から、それぞれの建物や工作物などの細部のデザインにつくりこむようにしたいものです。

(イ) 町を歩いて見る視点で

◇町を歩くと建物ひとつひとつを細部まで鮮明に見ることになります。また、建物の正面に立つとその建物のもつ魅力が伝わってくる場合があります。通りに面する建物の正面を主外観として、必要な側面の外観を含めて、魅力的な、すぐれたデザインになるように検討しましょう。

◇建物が細部まで鮮明に見えると、材料の肌合いや職人さんの細部へのこだわり、手わざを感じることができます。このことを踏まえて検討しましょう。



(歩いて暮らす町並みを大切にしましょう。)

(ロ) 暮らしに根づいて

◇建物の表と裏、内と外をつなぐことにより、人の気配や暮らしが感じられる、コミュニティのあり方に配慮したデザインを検討しましょう。

◇格子は通りと建物内部の関係を適度に調整するすぐれた機能を持っています。積極的に活用しましょう。



(厨子2階京町家の糸屋格子)

(ハ) 細部をていねいに

- ◇歩いて見る視点から、適切な材料を選択し、細部をていねいにつくりこむようにしましょう。
- ◇格子に代表される京町家のデザインを取り入れましょう。
- ◇空調室外機やメーターなどの設備機器が景観を壊すことのないように、目隠しをするなどの配慮をしましょう。
- ◇自動販売機や掲示物が景観を壊すことのないように配慮しましょう。
- ◇閉まっているシャッターが通りの景観やコミュニティのあり方に負の影響を与えることに留意して、格子戸などを活用することにより、町並みに調和するようにしましょう。
- ◇電線や配管が景観を壊すことのないように、敷地への引き込み位置に配慮したり、見えないうちにカバーをするなどの工夫をしましょう。
- ◇軒下の地面や前庭、玄関ポーチ部分について、建物と同様に細部までつくりこむようにしましょう。
- ◇建物周りの植栽に使用する草木の種類を選択、植栽箱（プランター）や花壇の色・形状のデザインなどについて、通りの暮らしと景観に配慮して行なうようにしましょう。



（内と外の関係の作り方、植栽の方法、軒下地面の作り方など参考になります。）



（室外機や自動販売機が通りの景観を壊します。）



（左：室外機の日隠し格子
中：メーターの囲い
右：櫃の囲い）

3. 遠くからの町並み

- ◇通りから見える大きな建物は空につきだし、通りの景観を壊します。また、大きな建物の周辺では、人々は威圧感や圧迫感を感じますし、日光や風の流れも遮られますので、暮らしの環境が破壊されます。
- ◇大きな建物を計画する場合は、裏側の通りや交差点からの景観に配慮して、建物を小さく分節（区分）するなどの工夫をしましょう。
- ◇周辺からの威圧感や圧迫感が軽減できる措置をとりましょう。
- ◇通りからの空の眺望やスカイライン（空と建物等との境界線）に配慮するとともに、建物の奥庭・坪庭や路地などからの空の眺望に配慮しましょう。
- ◇自然となじむ緑豊かな町並みになるよう、植栽や屋上緑化などの検討をしましょう。
- ◇遠くから眺めたときの屋根の眺望景観に配慮しましょう。



(大きな建物は周辺に威圧感や圧迫感を与えます。また、空の眺望を阻害しますので、これらに配慮した計画が求められます。)

【協議会の取り組み】

1. 町並み形成の取り組みを進めるにあたって、大切にしたいこと

(1) 地域に関わる人が、良い地域をつくるために協働する関係をつくる

町並み形成の取り組みは、住民が、互いに暮らしよい地域にするために、誇りを持てる地域にするために、協力しあいそれぞれの責任を果たす、協働の関係づくりが基本です。同じ住民という立場で、お互いに配慮しながら、上手な関係をつくっていききたいものです。新しく来た人には、修徳学区がこんな地域だと知ってもらい機会や、地域の人との関係をつくる機会もつくりたいと考えています。

(2) なぜ町並み形成に取り組むのか、どんな町並みを目指すのかを考え共有するプロセスをつくる

修徳学区をどんなまちにしていけばよいか、その将来像を考えながら、町並み形成に取り組むことの意味を考えたり、どんな町並みがよいかを、学んだり、体験しながら考えあうプロセスをつくりまします。住民個人々人によって、町並み形成が大切と思う理由は様々だと考えられますが、多様な価値観も許容しながら、共存させていくことを目指したいと思ひます。

(3) 新しく来る住民や事業者を含め、地域の情報を共有する

新しく来た人や、地域のことを知らない事業者などに、地域の情報を分かりやすく伝えることが大切だと考えています。例えば設計の際、建築主や設計者が使いやすいように、地域の情報がまとまっていれば、活用されると思ひます。

2. 町並み形成に向けての取り組み

(1) 地域内外への情報発信

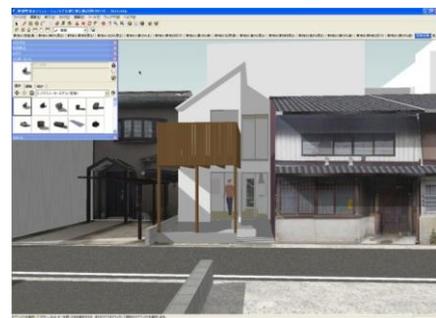
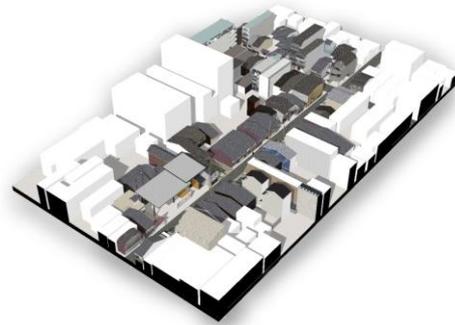
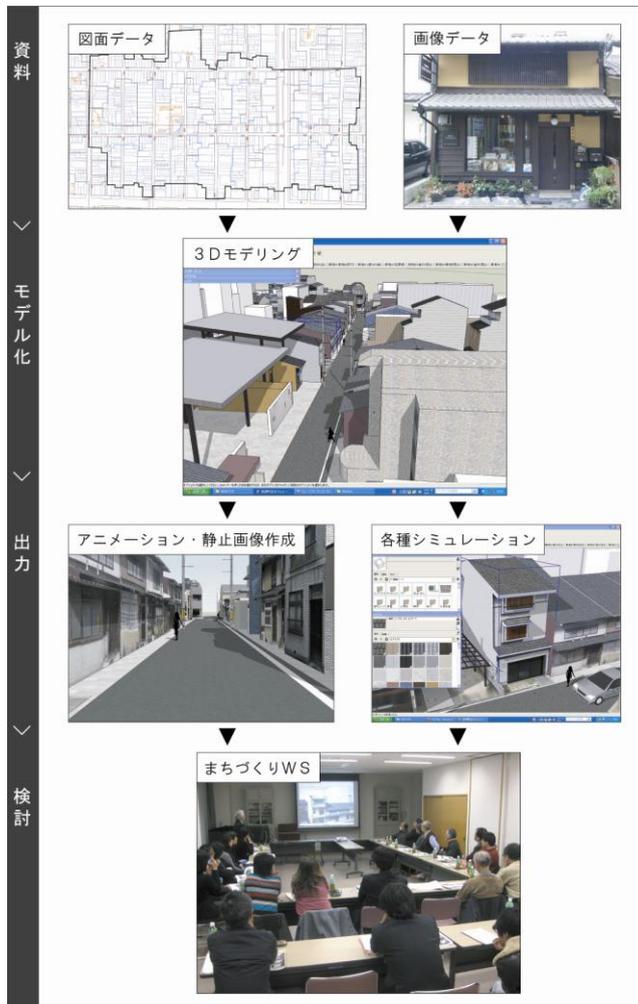
まちづくり憲章を作成し、地域内外に、広く配布していきます。特に、建築行為を行う建築主、設計者に必ずわたるように、行政の建築・景観関係の窓口で配布してもらいとともに、広報やホームページ、地域のイベント時などで発信します。

(2) 町内会（通り）単位での町並み文化財と町並みルールの検討

町並み形成に関する勉強会の開催や他地域の視察など、住民が、町並み形成やまちづくりについて学び考えあう機会をつくりまします。コミュニティ資源については、町（通り）単位で、自分たちが残していきたいものを選び、“修徳町並み文化財”に加えていきます。具体的には、町ごと、あるいはいくつかの町でまとまって、“町並み文化財”の追加作業などを通じて、町並み形成の意義を話し合い、町並みとして評価することを体験するワークショップを開催します。

(3) 地域ぐるみの建築行為との関わり

地域内で建築行為を行う際には、建築主（事業主）に、町内会や建築分科会が加わった協働チーム（後述の「取り組みを進める体制」参照）を立ち上げ、地域が取り組んでいる町並み形成の考え方の共有や、今後の通りや地域の在り方を考えるなど、良いまちにしていくための意見交換の場を設けます。その際、設計過程で作成したパース（建物の完成予想図）や3次元CG（コンピュータグラフィックス）を共有します。



建築相談があった場合、まちづくり委員会では、京都府建築士会や京都大学門内研究室等の支援のもとに、周辺の通りや町の3次元CGモデルなどを作成します。

町並みワークショップで、敷地に設計案を配置し、様々な景観シミュレーションを行いながら、修徳学区にふさわしい建築と町並みのデザインを探求していきます。

まちづくり委員会における町並みワークショップ（平成21年12月に実施したWSより）



鍾馗さんづくりイベント（平成23年11月）

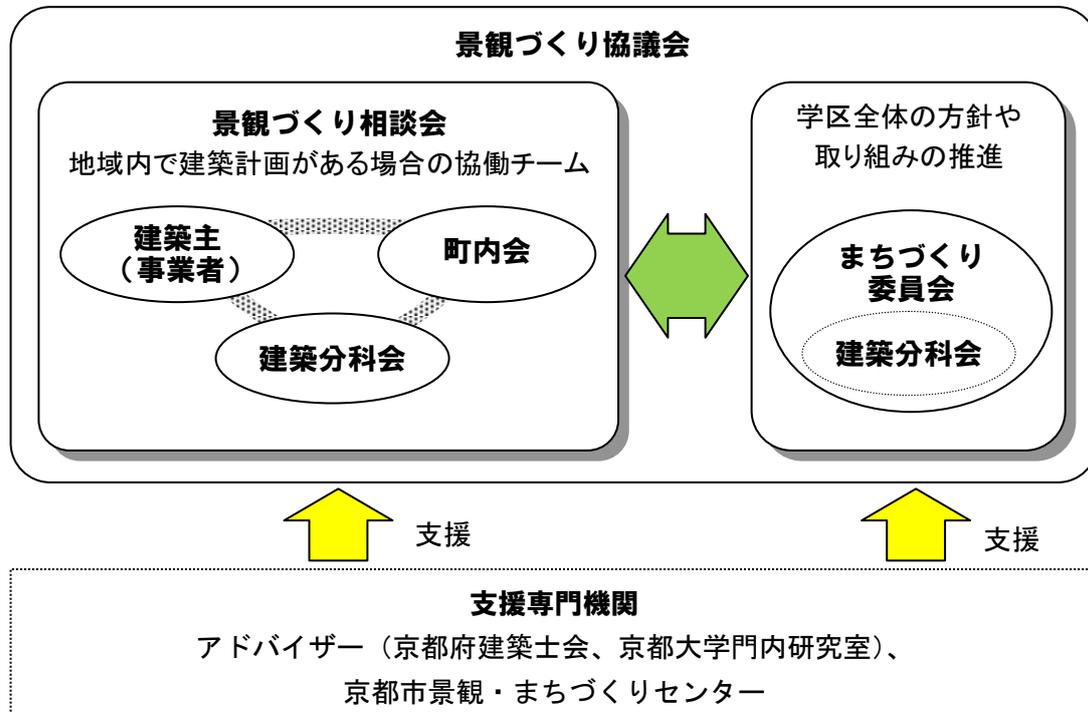


まちづくり憲章推進会議（平成23年12月）

3. 景観づくり協議会における取り組みの推進体制

景観づくり協議会は、地域内の日常的な建築計画（建築行為）に際して話し合う協働チームによる景観づくり相談会の活動と、まちづくり委員会と連携して学区全体の方針づくりや取り組みを推進する活動の、2本立ての体制で進めます。

【景観づくり協議会のイメージ図】



建築主（及び事業者）：新築・建替・改修等の建築行為を行う建築主、及び設計・施工を担当する事業者。事業者には設計者を含む。

町内会：町内会長及び対象敷地の周辺住民から数名程度。

建築分科会：まちづくり委員会の下部組織。建築分科会は、自治連合会会長、まちづくり委員会委員長、専門的知識を有する常任委員・町委員、顧問、支援専門機関の専門家で構成される組織であり、建築に関する地域の相談窓口やアドバイスの中心的存在。景観づくり相談会には建築分科会から数名程度が参加する。

まちづくり委員会：建築計画に関するアドバイスを行うとともに、学区全体の景観づくりの方針の策定、町並み文化財や地域のルールへの検討などのプロセスを主導する。まちづくり委員会は、建築分科会の専門的知識や技術を活用し、自治連合会の各種団体と連携して、学区のまちづくりの核として活動する。

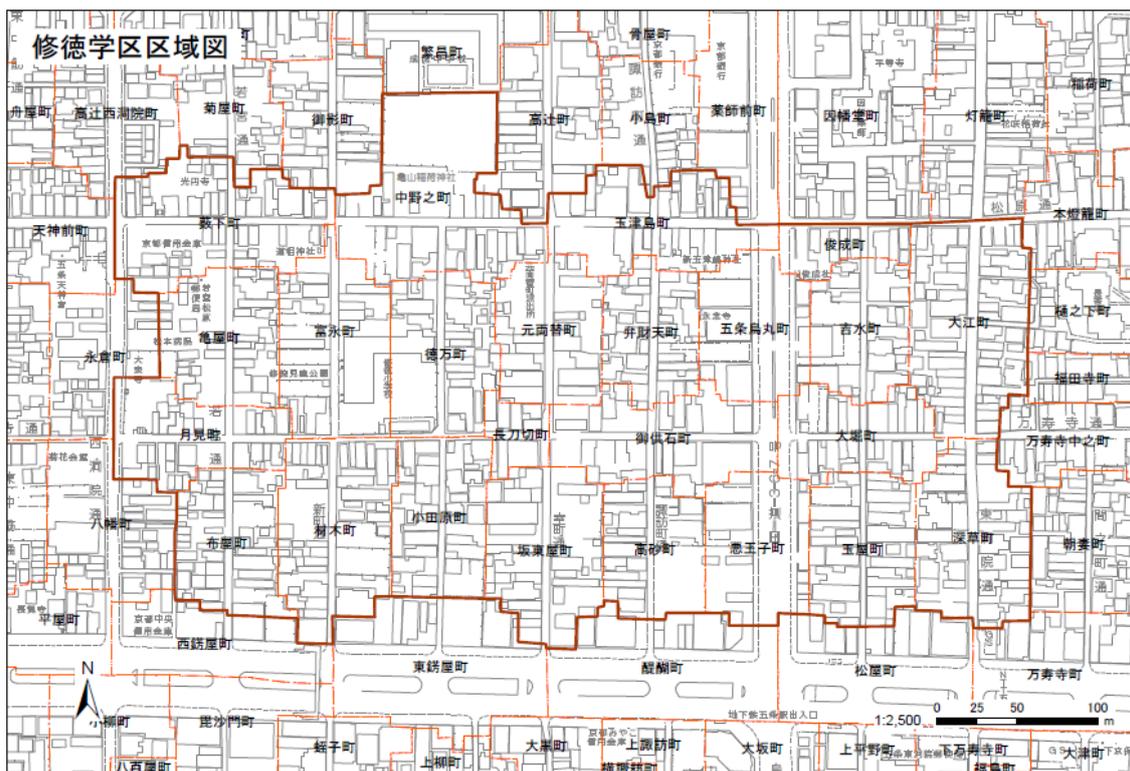
支援専門機関：アドバイザー（京都大学門内研究室、(社)京都府建築士会）、まちづくり支援組織（(財)京都市景観・まちづくりセンター）に、景観づくりに関する運営や内容について、専門的立場からアドバイスをいただく。

【景観づくり協議地区】

修徳景観づくり協議会は、修徳自治連合会の地域（修徳学区）を対象地区とします。構成する町内会は下記のとおりです。

藪下町、富永町、中野之町、亀屋町、布屋町、月見町、材木町、小田原町、徳万町、元両替町、坂東屋町、長刀切町、玉津島町、弁財天町、御供石町、高砂町、五條烏丸町、悪王子町、大堀町、吉水町、俊成町、玉屋町、大江町、深草町

該当する地区の概略地図は下記のとおりです。



【ご相談について（協議の方法）】

1. 話し合いの対象と申し出の時期

修徳学区（景観づくり協議地区）内において、建築物や工作物（京都市市街地景観整備条例の第2条に定める第1類工作物、及び第2類工作物）を新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合、建築主は景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づく認定の申請を京都市に提出する前に、建築等の計画内容について、「修徳景観づくり協議会」（以下、「協議会」と呼びます）の意見を聴く（協議会と話し合いの場を持つ）必要があります。

建築主の方は、なるべく早く（できれば具体的な設計に入る前段階から）協議会の窓口にご連絡ください。あらかじめ知っておいた方がよい情報などもあるでしょうし、地域住民との良好な関係をつくるためにも、早く相談いただくことをお勧めします。

2. 話し合いの場（景観づくり相談会）

建築等の計画内容に関する話し合いの場として、修徳学区では「景観づくり相談会」（以下、「相談会」と呼びます）を開催します。協議会では、修徳まちづくり委員会と連携して、毎月定例のコア会議を開催していますので、窓口へのご相談があった場合に、その場を活

用して相談会を開催することができます。ご相談された方には、相談会への参加の仕方、話し合いに必要な資料などについてお話をさせていただきます。

協議会は、計画内容が修徳学区にふさわしい景観への配慮を行っているかどうかを検討し、建築主に対して協議会の要望等の意見をお伝えします。

また、東日本大震災を契機に人と人の絆の大切さが再認識されていますが、協議会では景観づくりを通して地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現したいと考えており、そのために必要な助言も行います。

3. 話し合いに必要な資料

相談会等における話し合いに向けて、以下のような資料をご用意いただく場合があります。計画の段階や諸般の事情により、ご用意いただける資料も異なってくると思いますので、具体的な資料については個別にお願いすることになります。

- ・ 計画概要書
- ・ 附近見取図
- ・ 現況周辺写真
- ・ 計画平面図、立面図、断面図（縮尺1/200以上）、外観パース
- ・ 景観上の工夫、配慮事項説明書

【協議会の連絡先】

「修徳景観づくり協議会」は修徳自治連合会の会員で構成する組織です。協議会の窓口は、会長（修徳まちづくり委員会委員長）が担当します。

連絡先は、景観政策課へお問い合わせください。